

須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング実施指針

1 目的

須坂市臥竜公園（以下、「臥竜公園」という。）のより質の高い公共サービスの提供や財政負担の軽減等を目指した「須坂市臥竜公園エリアの官民連携リノベーションによる活性化事業検討調査業務」を実施します。本業務は臥竜公園エリアの臥竜公園、動物園、スポーツエリア、百々川緑地の各施設の機能充実転換や面的な包括管理等、官民連携リノベーションによる活性化事業ができないか導入可能性調査や検討することを目的としており、その一環として市場調査（マーケット・サウンディング）を実施することとしております。

従来の市場調査では、アンケートや聞き取り調査によって民間事業者の意見を収集しますが、臥竜公園は多くの市民に愛される須坂市を代表する都市公園であることから、様々な潜在的な需要や事業の市場性等をより詳細に把握し、民間活力の導入可能性について多様かつ詳細な検討をするため、市場調査に先立ち「トライアル・サウンディング」を実施します。

なお、トライアル・サウンディングは、民間事業者を検討対象となる公共施設を暫定的に使用してもらい、民間事業者の提案事業を試験的に実施する機会を提供するものです。

2 試験事業の対象エリア

臥竜公園において、市が別に定めるエリアを対象とします。

3 実施方針

- (1) 臥竜公園における様々な利活用の可能性や潜在的な需要、提案の市場性等を把握するための試験的な事業（以下、「試験事業」という。）を行うこととします。
- (2) 臥竜公園における提案の自由度を広げるため、既存の都市公園に対するイメージに捉われない、柔軟、かつ独自性に富んだ試験事業の提案を求めることとします。
- (3) 暫定使用期間中における一時的な営利のみを目的とせず、臥竜公園における民間活力の導入（官民連携事業）に繋がる試験事業の提案を求めることとします。

4 応募資格

「須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング」の応募事業者（以下、「使用希望者」という。）は、本指針に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、応募内容を実行する意思と能力を有する民間企業、NPO法人、個人事業主又は任意団体等とします。

5 実施プロセス

(1) 試験事業の申請

使用希望者は、試験事業として実施したい内容について、市が指定する様式に基づき

提案書類を作成し、当該書類を市に提出することにより申請します。

(2) 申請書類の提出先

須坂市まちづくり推進部臥竜公園管理事務所

(3) 事前相談

市は、使用希望者の求めに応じて、市が定める期間内で、申請に係る提案書類作成のための事前相談を受けつけます。

(4) 提案審査及び暫定使用者の決定

提案書類は、臥竜公園管理事務所及び臥竜公園内の各施設所管課において審査することとし、必要に応じてヒアリングを行います。

また、当該審査によって試験事業を実施する者（以下、「暫定使用者」という。）を決定します。

(5) 事前協議

審査の結果、暫定使用者として決定した者は、臥竜公園管理事務所及び臥竜公園内の各施設所管課との間で、試験事業の実施に必要な条件等を確認するための事前協議を行います。

(6) 試験事業の実施

暫定使用者は、提案の内容及び事前協議による取り決めにに基づき施設管理者に対して行為許可を申請し、許可を受けた後、試験事業を実施することができます。

(7) 試験事業の報告

暫定使用者は、試験事業終了後、市に対して速やかに（20 日以内）事業の実績報告書を提出してください。

6 留意事項

(1) 費用負担

試験事業の応募、実施に係る費用は、暫定使用者の負担とします。

(2) 提案書類の取り扱い及び特許権等

ア 提案書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできません。

イ 提案書類の著作権は、使用希望者に帰属しますが、提案書類は返却しません。

ウ 使用希望者の提案書類については、提案審査以外で使用希望者に無断で使用することはありません。

エ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施行方法及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った使用希望者が負うものとします。

(3) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に使用希望者の責任において須坂市都市公園条例（平成 28 年 3 月 25 日条例第 27 号）などの関係法令等を確認し、試験事業の実施時における法

令適合のリスクは暫定使用者に帰属することとします。

(4) リスク分担

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方について、暫定使用者が実施する試験事業に関しては暫定使用者が責任を持って遂行し、試験事業に伴い発生するリスクについても、原則として暫定使用者が負うものとします。

(5) 試験事業の取り扱い

来年度以降、臥竜公園における官民連携事業に関する公募を行った場合、今回の試験事業で特に優れた実績を残した事業者については、一定程度、その実績を考慮する可能性があります。

7 その他

「須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング」を実施するに当たり、必要な事項は別に定めることとします。